

危険物新聞

4月の消防関係人事異動

大阪市消防局長に岡本氏

■大阪市消防局

大阪市では4月1日付、局部課長級の人事異動を発令、新堂局長の勇退に伴い、岡本吉晃警防部長が新局長に、警防部長には池田勲予防部予防課長がそれぞれ就任された。

- ▷ 消防局長 岡本吉晃（警防部長）
- ▷ 総務部長 高岡宏（総務部総務課長）
- ▷ 警防部長 池田勲（予防部予防課長）
- ▷ 副理事 岡本雅夫（市長部局）
- ▷ 総務部総務課長 小林憲夫（市長部局）
- ▷ 総務部人事厚生課長 井出保夫（総務部人事教養課長）
- ▷ 中央署長 櫻田正昭（淀川署長） ▷ 西署長 米原勝（福島署長） ▷ 淀川署長 井上一雄（生野署長） ▷ 西成消防署長 河村武（警防部救急救助課長）
- ▷ 市長部局へ出向 古東克二（総務部長）

〔退職〕新堂衛（局長）

■堺市高石市消防組合消防本部

- ▷ 消防次長兼総務部長 濑川秀雄（予防部長）
- ▷ 技監兼予防部長 田中正治（総務部長）
- ▷ 予防部次長兼危険物課長 植田房義（鳳署長）

■富田林市消防本部

- ▷ 消防長 北浦忠（理事）
- ▷ 市長部局へ出向 沖田誠一（消防長）

■四條畷市消防本部

- ▷ 消防長事務取扱 森本稔（現四條畷市長）

〔退職〕権平博（消防長）

■熊取町消防本部

- ▷ 消防長心得 本多正剛（教育委員会）

■自治省消防庁危険物規制課長に桑原氏

- ▷ 危険物規制課長 桑原隆広（自治大臣官房付）

- ▷ 自治大臣官房付 安藤明（危険物規制課長）

※（ ）内は旧職名を示す。

全国安全運動推進標語決まる

『一瞬のすきも許さぬ 危険物』

今年も6月5日(日)から11日(土)までの1週間、危険物安全運動が一斉に行われる。

消防庁、全危協等では、本年もその推進統一標語の募集を行っていたが、この度、最優秀作品として埼玉県鶴ヶ島市の落合美代子さんの作品『一瞬のすきも許さぬ危険物』が選ばれた。今回の標語募集には前年より8,000点も多い20,106点の応募があった。入賞作品は次のとおりである。

○最優秀作品（埼玉県鶴ヶ島市 落合美代子）

『一瞬のすきも許さぬ 危険物』

○優秀作（東京都三鷹市 中庭孝幸）

『危険物 心のゆるみも 再点検』

なお、安全運動推進ポスターのモデルはJリーグ、横浜マリノス所属、93年日本代表チームのゴールキーパー、松永成立選手に決定した。



HATSUTA

株式会社 初田製作所

大阪本社 〒532 大阪府枚方市船曳田通3-5 TEL (072) 56-1181代
東京本社 〒105 東京都港区赤坂5-18-6 TEL (03) 334-2841原点はロスブリベンションです。
（無・無・防止）

ハツタは、あらゆるセーフティニーズに
おこたえする企業をめざします。

頑固な夢が
そこにある。

『危険物の規制に関する法令及び 危険物の規制に関する規則の一 部改正について』

消防庁危険物規制課

危険物の規制に関する政令(以下「政令」という)、危険物の規制に関する規則(以下「規則」という)、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示が改正され、4月1日より施行される。

今回の改正は、移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクの容量の上限を引き上げること、メタノール燃料を給油する給油取扱所の技術上の基準を定めることを主な内容とするものである。改正の概要を次に記す。

第Ⅰ 移動貯蔵タンクの容量

I 容量に係る改正の経緯

(1) 政令制定時

移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクの容量は、昭和34年に制定された政令においては、1万ℓ以下(第4類の危険物のうち、引火点が130℃以上のものについては、1万6千ℓ以下)とすることとされていた。

(2) 昭和46年の改正

昭和46年に行われた政令の改正において移動貯蔵タンクの容量は、2万ℓ以下とすることとされ、現在に至っている。

2 今回の改正の背景

(1) 道路・車両関係法令の改正

昨年11月25日に、道路及び車両関係の法令が改正された。重量に関する改正は次のとおりである。

ア 道路構造令の改正

橋、高架道路等を設計する際に用いられる設計自動車荷重が20tから25tに引き上げられた。

イ 車両制限令の改正

車両総重量については次のとおりとされた。

(ア) 単車

① 高速自動車国道を通行するもの

25t以下で、車両の最遠軸距、長さに応じて定める値以下

② その他の道路を通行するもの

20t以下

(イ) 連結車

① 高速自動車道を通行するもの

36t以下で、車両の最遠軸距に応じて定める値以下

② その他の道路を通行するもの

27t以下で車両の最遠軸距に応じて定める値以下

ウ 道路運送車両の保安基準の改正

車両総重量は25t(セミトレーラにあっては28t)以下で車両の最遠軸距、車長に応じて定める値とされた。

(2) 緊急経済対策

昨年9月16日に取りまとめられた緊急経済対策において、規制緩和項目の一項目として『タンクローリーの容量制限の緩和』が掲げられており、平成5年度内に実施することとされている。

3 移動貯蔵タンクの最大容量

(1) 現状

現在使用されている移動タンク貯蔵所は改正前の道路及び車両関係の法令の規定に基づいて製造されているため、その最大容量は、既ね次のとおりとなっている。

① 単車 14kℓ

② セミトレーラ 20kℓ

(2) 道路・車両法令の改正後

道路・車両法令の改正により、車両総重量が引き上げられたため、(1)の最大容量より大きい容量のタンク貯蔵所の

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フローツスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

 株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

走行が可能となる。その最大容量は、概ね次のとおりとなる。

- ① 単車 20kl
- ② セミトレーラ 20kl~30kl

4 政令改正の内容

3(2)の最大容量を考慮し、移動貯蔵タンクの容量の上限は30klとされた(政令第15条第1項第3号)。なお、容量増加に伴う安全対策については、『移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について』(昭和48年3月12日付け消防予第45号)に規定することとしている。

第2 メタノール給油取扱所

1 背景

(1)エコ・ステーション計画

環境問題への関心が高まるなか、窒素酸化物等による環境の汚染を防止するため、電気自動車、CNG(圧縮天然ガス)自動車、メタノール自動車等の低公害車の普及促進が求められており、通産省資源エネルギー庁では、平成4年6月に『エコ・ステーション2000計画』を策定し、既存の給油取扱所を活用して、2000年までに、全国に2000ヶ所のエコ・ステーション(低公害自動車車燃料供給施設)を設置することとしている。

平成5年度のエコ・ステーション設置対象20ヶ所が選定されているが、このうち、4ヶ所がメタノール燃料を充填する施設となっている。

(2)緊急経済対策

昨年9月16日に取りまとめられた緊急経済対策において、規制緩和項目の一項目として『メタノール給油取扱所の設置に関する基準の整備』が掲げられており、平成5年度内に実施することとされている。

2 現行の給油取扱所の規定

給油取扱所については、定義が政令第2条に、位置、構

造及び設備の技術上の基準が政令第17条に規定されている。この中で、給油取扱所において取り扱う危険物の種類は限定されていない。しかしながら、危険物の敷地外への流出防止対策として、ガソリン、灯油等の水に溶けない危険物には有効であるが、メタノールなどの水に溶ける危険物の流出を防ぐことはできない。油分離装置を設けることが規定されているなど、メタノールなどの危険物を取り扱うことを見定していない基準となっている。したがって、メタノールなどの危険物を取り扱う給油取扱所については新たに技術上の基準を設ける必要がある。

3 メタノール燃料

(1)メタノール燃料の種類

メタノール自動車用の燃料として用いられる危険物には、次の2種類のものがある。

①M100(メタノール100%)

②M85(メタノール85%と特殊なガソリン成分15%の混合物)

①はディーゼルタイプのエンジンに、②はオットータイプのエンジンに使用される。

(2)メタノール燃料の性状

メタノール燃料はガソリンと異なる下表の様な性状を有する。

| 性状 | M100 | M85 |
|------------------|------|-----|
| ①水溶性液体を含有する | ○ | ○ |
| ②常温でタンク内が爆発範囲である | ○ | — |
| ③蒸気比重が小さい | ○ | ○ |
| ④腐食性が強い | ○ | ○ |
| ⑤炎が見えにくい | ○ | — |
| ⑥色、臭いによる識別が困難である | ○ | — |
| ⑦燃焼性が異なる | ○ | ○ |

4 安全対策の検討

メタノール燃料は3(2)に掲げる性状を有するため、これ



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備
スプリンクラー設備
ドレンチャー設備
泡消火設備
ガス消火設備
粉末消火設備
自動火災報知設備
避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただけ
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和高会

本社 大阪市西区京町堀2丁目1番17号
TEL 550 電話 (06) 443-2456(代)
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号
TEL 547 電話 (06) 707-3341



を給油する給油取扱所については、現行の規定と異なる基準を適用する必要がある。このため、危険物保安技術協会に設置された『メタノール燃料供給施設の安全性、技術基準に関する調査検討委員会』(委員長上原陽一 横浜国立大学教授)で検討がなされ本年3月に報告書が取りまとめられた。今回の政令改正は、この委員会における検討結果を基にするものである。

5 基準の内容

メタノール燃料は3(2)に掲げるとおり、M100とM85によって一部異なる性状を有するため、技術上の基準についても、この性状の違いに応じて規定されている。

(1)位置、構造及び設備の技術上の基準

ア 政令の内容

メタノール燃料を取り扱う給油取扱所については、ガソリン、軽油等を給油する給油取扱所について規定されている基準(政令第17条第1項~第3項)を超える特例を自治省令で定めることができることとされた。(政令第17条第4項)。なお、第17条第3項に給油取扱所のうち、航空機給油取扱所等においては現在のところメタノール燃料を給油することはないことから、これらの給油取扱所に係る特例は、今回の改正では規定されていない。

イ 特例基準の内容

特例基準は、規則第28条の2(屋外給油取扱所の特例)、第28条の2の2(屋内給油取扱所の特例)、第28条の2の3(自家用給油取扱所の特例)に規定されており、その内容は同様で、次のとおりになる。

ア M100に係る基準

① 給油空地及び注油空地の周囲には、漏れた危険物が外部に流出しないように、次の設備を設ける。

a ガソリン等と同じ給油空地とする場合

排水溝、油分離装置、切替弁及び収容槽を設ける。

b 専用の給油空地を設ける場合

排水溝、切替弁及び収容槽を設ける。

② 専用タンクは、危険物が外部に流出する前にその漏れ

を確認することができるようにするため、タンク室に設置するか、鋼製二重殻タンク又は強化プラスチック製の二重殻タンクとして設置する。

③ 専用タンクには、タンクの気相部が解放されることを防ぐため、計量口を設けず、自動液面計を設ける。

④ 専用タンクをタンク室に設置する場合には、漏洩検査管に代わりに、メタノールの漏れを検知することができる装置を設ける。

⑤ 専用タンクの注入口には、タンクの気相部が開放されること及び過剰な危険物の注入を防ぐために、弁及び過剰注入防止設備を設ける。なお、常時は閉鎖状態となる過剰注入防止設備を設ける場合には弁を設けないことができる。

⑥ 注入口の周囲には、漏れた危険物が外部に流出しないように、排水溝、切換弁及び容量4m³以上の収容槽を設ける。なお、この収容槽は①の収容槽と兼用することができる。

イ M85に係る基準

(ア) の①、②、⑥に適合すること。

ウ その他の基準の内容

ア M100に係る基準

① 固定給油設備の最大吐出量は、ガソリンと同じ50ℓ/分とする(規則第25条の2第1号イ)。

② 固定給油設備の給油ホースは、危険物に侵されないものとする(規則第25条の2第2号イ)。

③ 消火困難な製造所等に該当するため、第4種及び第5種の消火設備を設置する(規則第34条第1項第4号の2)。

④ 通気管の先端に設ける引火防止装置は、クリンプトメタル方式のものとする。

⑤ 泡消火薬剤を使用する場合には、耐アルコール性のものとする。

イ M85に係る基準

(ア)の①、②、⑤に適合すること。

(2)取扱いの基準

メタノール燃料を取り扱うばかりに付加される基準は、政令第27条第7項の規定に基づき、規則第40条の14に規定された。

**ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、
ヤマトプロテック株式会社として、
大きく、はばたいています。
今後ともよろしくお願ひいたします。**

ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151代 ■営業品目 ■ビル防災設備/プラント防災設備/避難・警報設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消防器
本 社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701代 名古屋・札幌・仙台・新潟・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島・大阪工場



(7) M100に係る基準

① 自動車等に給油するとき、移動貯蔵タンク等から専用タンク等に注入するときは、切替弁により収容槽を排水溝に接続する。

② 専用タンク当の注入口の弁は注入口に移動貯蔵タンクの注入ホース等が繋結されているとき以外は、閉鎖しておく。

(イ) M85に係る基準

(ア) の①に適合すること。

第3 その他

1 手数料

危険物施設(特定屋外タンク貯蔵所を除く。)に係る設置許可申請等の手数料が改定された(政令第40条第1項)。(別表参照)

2 保安距離

高圧ガスの施設のうち、製造所等と同一の敷地に存する配管については、製造所等から一定の保安距離を保つ必要がないこととされた(規則第12条)。

3 係員以外の者の立入部分の面積制限

給油取扱書の係員以外の者が出入する建築物の部分として300m²の面積制限がなされる部分は、事務所、店舗等及び

◇別表 危険物の規制に関する政令 第40条関係(平成6年4月1日現在)

● 危険物施設の許可申請等に係る手数料(円)

| 製造所等の別 | 区分 (指定数量の倍数) | 許可申請 | | 完成検査 | | 製造所等の別 | 区分 (指定数量の倍数) | 許可申請 | | 完成検査 | |
|-------------------------|-----------------|--------|--------|--------|--------|---------|-----------------|------------|--------|--------|--------|
| | | 設 | 置 | 変 | 更 | | | 設 | 置 | 変 | 更 |
| 製造所 | 10以下 | 37,000 | 18,500 | 18,500 | 9,250 | 屋内タンク | 100以下 | 25,000 | 12,500 | 12,500 | 6,250 |
| | 10を超えて50以下 | 49,000 | 24,500 | 24,500 | 12,250 | | | 25,000 | 12,500 | 12,500 | 6,250 |
| | 50を超えて100以下 | 62,000 | 31,000 | 31,000 | 15,500 | | | 100を超えるもの | 37,000 | 18,500 | 18,500 |
| 一般取扱所 | 100を超えて200以下 | 73,000 | 36,500 | 36,500 | 18,250 | 移動タンク | 100を超えるもの | 25,000 | 12,500 | 12,500 | 6,250 |
| | 200を超えるもの | 86,000 | 43,000 | 43,000 | 21,500 | | | 積載式及び15条3項 | 37,000 | 18,500 | 18,500 |
| | 10以下 | 19,000 | 9,500 | 9,500 | 4,750 | | | 屋外貯蔵所 | 12,000 | 6,000 | 6,000 |
| 屋内貯蔵所 | 10を超えて50以下 | 25,000 | 12,500 | 12,500 | 6,250 | 給油取扱所 | 屋内 | 49,000 | 24,500 | 24,500 | 12,250 |
| | 50を超えて100以下 | 37,000 | 18,500 | 18,500 | 9,250 | | | 62,000 | 31,000 | 31,000 | 15,500 |
| | 100を超えて200以下 | 49,000 | 24,500 | 24,500 | 12,250 | | | 一種販売取扱所 | 25,000 | 12,500 | 12,500 |
| 屋外タンク貯蔵所 (特定及び岩盤を除く) | 200を超えるもの | 62,000 | 31,000 | 31,000 | 15,500 | 二種販売取扱所 | 4,900 | 31,000 | 15,500 | 15,500 | 7,750 |
| | 100以下 | 19,000 | 9,500 | 9,500 | 4,750 | | | 仮使用 | | | |
| | 100を超えて10,000以下 | 25,000 | 12,500 | 12,500 | 6,250 | | | | | | |
| | 10,000を超えるもの | 37,000 | 18,500 | 18,500 | 9,250 | | | | | | |

● タンクの水張圧検査関係手数料(円)

| 検査区分 | 容量区分 | 検査区分 | 容量区分 | | |
|------|------------------|--------|------|---------------|--------|
| 水張検査 | 1万ℓ以下 | 5,300 | 水圧検査 | 600ℓ以下 | 5,300 |
| | 1万ℓを超えて100万ℓ以下 | 9,600 | | 600ℓを超えて1万ℓ以下 | 9,600 |
| | 100万ℓを超えて200万ℓ以下 | 14,000 | | 1万ℓを超えて2万ℓ以下 | 14,000 |
| | 200万ℓを超えるもの | 注1 | | 2万ℓを超えるもの | 注2 |

注1. 14,000円に100万ℓ又は100万ℓに満たない端数を増すごとに4,100円を加えた額

2. 14,000円に1万ℓ又は1万ℓに満たない端数を増すごとに4,100円を加えた額

び点検・整備を行う作業場の用途に併される床又は壁で区画された部分(給油取扱所の係員のみが出入りするものを除く。)とされた(規則第25条の4第2項)。これにより、機械室、従業員の更衣室、倉庫等については面積制限から除外されることとなる。なお、給油取扱所の業務に関係のない用途に併する部分を設けることができるようになったものではないことに注意されたい。

4 屋内給油取扱所の定義

建築物の給油取扱所の用に併する部分の水平投影面積から1階床面積(建築物の給油取扱所の用に併する床又は壁で区画された部分の1階の床面積)を減じた面積が、給油取扱所の敷地面積から1階床面積を減じた面積の1/3を超えるものか屋内給油取扱所に該当するものとされた(規則第25条の6)。これにより、ポンプ室、油庫等の室は、事務所等と同様に、その面積が1階床面積に算入されることとなる。

第4 経過措置

施行日(平成6年4月1日)現在、既に許可を受けて設置されているメタノール給油取扱所については、改正後の位置、構造及び設備の技術上の基準に不適合なものがあることから、必要な経過措置が規定された。(危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令附則第2項・第3項)。(財全国危険物安全協会「全危協だよりNo.16」より転載)

協会だより

■(財)全国危険物安全協会 事務局長会議、大阪で開催

(財)全国危険物安全協会では毎年、3月下旬に、東京、大阪の2会場で全国都道府県危連事務局長会議を行っている。今年は3月24日、午後1時新大阪ワシントンホテルにおいて、西日本を中心とした20府県危連の事務局長が集まり開催された。(財)全国危険物安全協会事務局による基調報告の後、質疑に移り、各分野にわたり熱心な討議がかわされ2時間30分の会議を終了。

引き続き懇親会に移行し、始終なごやかな雰囲気のなか4時30分過ぎに終了した。

■柏羽藤火災予防協会 危険物部会研集会を開催

柏羽藤火災予防協会危険物部会では、3月4日、西宮市内の西宮酒造(株)において会員視察研修会を行った。

当日は部会員40名あまりの出席のもと、酒造の行程、歴史、工場内の事故防止等に関する説明を受け、当初の目的が達成され有意義な研修会となった。



会議室で工場の説明をうける部会員

平成6年度第1回危険物取扱者試験 6月5日・12日、府大で

(財)消防試験研修センター大阪府支部では、平成6年度第1回危険物取扱者試験を6月5日(日)、12日(日)の2日間にわたり、堺市内の大阪府立大学で次の通り実施する。

| | |
|------|---|
| 試験日 | 6月5日(日) 乙種4類(午前・午後) 6月12日(日) 甲種、4類以外の乙種(午後) 丙種(午前・午後) |
| 試験会場 | 大阪府立大学(大阪府堺市) |
| 受付期間 | 5月12日(木)、13(金) |
| 受付場所 | 大阪府職員会館、(府庁本館西側) |

予備講習会は

甲種・乙種4類・丙種について

受験予備講習会は甲種、乙種4類及び丙種について実施する。

また、会場は、大阪、堺、泉大津、茨木など10箇所において別掲(8頁)のとおり行われる。

平成6年度・取扱者試験

第2回以降の予定

(財)消防試験センター大阪府支部では、平成6年度危険物取扱者試験を第2回以降、次の予定で実施する計画である。なお、会場は変更されることがある。

第2回 平成6年10月(近大)

第3回 平成6年12月(府大)

第4回 平成7年2月(府大)

MORITA

森田ポンプ株式会社

本社 〒544 大阪市生野区小路東5丁目5番20号 TEL 06(758)9723



MORITAが誇る
先進の技術を駆使した
ツインジェット推進ポンプ搭載の
小型消防救助艇

保安講習、6月より開催

平成6年度、大阪府下で65会場

危険物取扱者保安講習は消防法第13条の23で定められた義務講習である。

危険物製造所等(危険物施設)で危険物の取り扱いに従事する危険物取扱者(保安監督者も当然、従事しているものと見なされる)は、定められた期間内にこの講習を受講しなければならない。

また、上記以外の危険物取扱者でも受講することができ、他府県で交付された免状所持者も、大阪府下の会場で受講することができる。

受講期限は、原則として資格を取得した日、または保安講習を受講した日から3年以内に受講しなければならない。受講義務者が期限内に受講しないときは、免状の返納が命ぜられることがある。

案内書、申込書等は5月中旬頃配布の予定

平成6年度の実施計画については、現在作成中であるが、6月～9月分は右記の予定で案内所や申込書の諸様式は、5月中旬～下旬にかけて府下各消防本部で配布の予定。

なお、10月～7年2月にかけては府下30会場で実施の予定。

業種区別の受講を

講習会は①化学工場関係、②石油コンビナート関係、③給油取扱所関係、④タンクローリー関係、⑤その他一般関係の5部門に分けて開催するので、原則として業種区別での講習を受講されたい。

◆平成6年度(10月～7年2月)の予定

- ・大阪市内 14会場 (うち『化学工場関係』は1会場、『コンビナート関係』は、2会場、『給油取扱所関係』は1会場)
- ・茨木 3会場 (うち『給油取扱所関係』は1会場)
- ・堺 3会場 (うち『タンクローリー関係』は2会場)
- ・枚方、高槻 各2会場
- ・八尾、大東、門真、摂津、吹田、東大阪 各1会場

◇6月～9月保安講習日程表(予定)▷

◇化学工場関係(2会場)

| 回数 | 開催日時(予定) | 会場 | |
|----|------------|---------|-----|
| 6 | 7月6日(水)午前 | 大阪府商工会館 | 大阪市 |
| 16 | 7月20日(水)午後 | 大阪府商工会館 | 大阪市 |

◇給油取扱所関係(6会場)

| 回数 | 開催日時(予定) | 会場 | |
|----|------------|---------|------|
| 7 | 7月6日(水)午後 | 大阪府商工会館 | 大阪市 |
| 8 | 7月7日(木)午後 | 大阪府商工会館 | 大阪市 |
| 11 | 7月13日(水)午後 | 大阪府商工会館 | 大阪市 |
| 14 | 7月18日(月)午後 | *岸和田競輪場 | 岸和田市 |
| 18 | 7月22日(金)午後 | 大阪府商工会館 | 大阪市 |
| 19 | 7月25日(月)午後 | *堺市民会館 | 堺市 |

◇タンクローリー関係(2会場)

| 回数 | 開催日時(予定) | 会場 | |
|----|------------|-------------|-----|
| 22 | 9月3日(土)午後 | 大阪府トラック総合会館 | 大阪市 |
| 23 | 9月10日(土)午後 | 大阪府トラック総合会館 | 大阪市 |

◇その他・一般(15会場)

| 回数 | 開催日時(予定) | 会場 | |
|----|------------|------------|------|
| 1 | 6月23日(木)午後 | 大阪府商工会館 | 大阪市 |
| 3 | 6月27日(月)午後 | 大阪府商工会館 | 大阪市 |
| 4 | 6月28日(火)午後 | 吹田メイシアター | 吹田市 |
| 5 | 7月5日(火)午後 | *堺市民会館 | 堺市 |
| 9 | 7月8日(金)午後 | 大阪府商工会館 | 大阪市 |
| 10 | 7月13日(水)午前 | 大阪府商工会館 | 大阪市 |
| 12 | 7月14日(木)午後 | 大阪府商工会館 | 大阪市 |
| 13 | 7月15日(金)午後 | *堺市民会館 | 堺市 |
| 15 | 7月19日(火)午後 | 泉大津市民会館 | 泉大津市 |
| 17 | 7月21日(木)午後 | 大阪府商工会館 | 大阪市 |
| 20 | 7月27日(水)午後 | 大阪府商工会館 | 大阪市 |
| 21 | 7月29日(金)午後 | 貝塚福祉会館 | 貝塚市 |
| 24 | 9月13日(火)午後 | 豊中市民会館 | 豊中市 |
| 27 | 9月27日(火)午後 | 和泉解放総合センター | 和泉市 |
| 28 | 9月28日(水)午後 | *富田林農協会館 | 富田林市 |

(注)1. 講習時間は、3時間です。(開講時間は講習会場によって若干異なります。)

2. 会場欄中*印の会場は駐車可。(ただし、堺市民会館は有料)

危険物取扱者予備講習 ご案内

平成6年度第1回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験予備講習会を開催いたします。

1. 日 時・会 場

| 種 別 | 講 習 日 | 時 間 | 会 場 |
|----------|----------------------------|------------|--------------------------------|
| 甲 種 | 5月17日(火)、5月18日(水)、5月20日(金) | 9時30~16時 | 大阪科学技術センター (地下鉄四ツ橋線本町駅ヨリ5分) |
| 乙種 4類 | 1期 5月16日(月)、5月27日(金) | 9時30分~16時 | 大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ) |
| | 2期 5月23日(月)、5月30日(月) | 9時30分~16時 | 大阪府商工会館 |
| | 3期 5月25日(水)、5月26日(木) | 9時30分~16時 | 大阪府商工会館 |
| | 4期 5月19日(木)、5月23日(月) | 10時~16時30分 | 堺市民会館 (高野線堺東駅ヨリ8分) |
| | 5期 5月24日(火)、5月25日(水) | 10時~16時30分 | 泉大津市民会館 (南海本線泉大津駅ヨリ約10分) |
| | 6期 5月17日(火)、5月18日(水) | 9時30分~16時 | 茨木市商工会議所 (茨木駅ヨリ約13分) |
| | 土曜コース 5月14日(土)、5月21日(土) | 9時10分~16時 | 大阪府商工会館 |
| | 日曜コース 5月22日(日)、5月29日(日) | 9時30分~17時 | 大阪科学技術センター |
| 丙 種 | 6月3日(金) | 9時~16時 | 大阪府商工会館 |

2. 受付場所と受付日時

- ①四ツ橋ビル以外は、本会より各所に係員が出張して受付しますので、時間内にお願いします。
- ②各受付場所とも、各講習会場の受付数を割り当てていますので、満席の節は受付けできませんからご了承下さい。
- ③申込手続きは代理でも結構です。

| 受 付 場 所 | 日 時 |
|--|--|
| 四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北出口2号) (財)大阪府危険物安全協会 | 4月27日(火) 4月28日(水) 午前10:00~12:00 午後1:00~4:00 |
| 東大阪市西消防署内 (近鉄・小阪駅北へ6分) 東大阪市西防火協力会 | 5月9日(月) 午前10:00~11:30 |
| 守口消防署 (地下鉄守口駅前) 守口消防署 | 5月9日(月) 午後1:30~4:00 |
| 豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分) 豊中防火安全協会 | 5月10日(火) 午前10:00~11:30 |
| 茨木市消防本部内 茨木市災害予防協会 | 5月10日(火) 午後1:30~4:00 |
| 岸和田市消防本部内 岸和田市火災予防協会 | 5月11日(水) 午前10:00~11:30 |
| 泉大津市消防本部内 泉大津市火災予防協会 | 5月11日(水) 午後1:30~4:00 |
| 堺市高石市消防本部内 (南海・湊駅北へ6分・大浜南町) 堀市高石市防災協会連合会 | 5月12日(木) 午前10:00~12:00 |

3. 土曜・日曜コースの申込方法

土曜コース(定員140名)、日曜コース(定員140名)は電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 会 費 会費には、各テキスト代を含みます。(テキストは平成6年度用改訂版を使用)

| 種 別 | 会 員 | 会 員 外 |
|-----------|---------|---------|
| 甲 種 | 15,000円 | 18,000円 |
| 乙種 4類 | 11,000円 | 13,000円 |
| 乙種(土曜コース) | 12,000円 | 14,000円 |
| 乙種(日曜コース) | 14,000円 | 16,000円 |
| 丙 種 | 5,000円 | 6,000円 |